

新潟市秋葉区農業委員会 11 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 11 月 30 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 35 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

3 番 小倉 栄造

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

7 番 吉田 信雄

8 番 松田 洋一

第 2 議事

議案第 22 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 23 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について

議案第 24 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 25 号 小須戸農業振興地域整備計画の変更について

議案第 26 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について
報告事項	買受適格証明書の交付について（法第5条届出）

6 農業委員会事務局職員

事務局次長	山田 光行
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫
農政振興係	梅川 美栄子

山田事務局次長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、小倉会長は全国会長代表者集会で東京出張のため欠席でございますので、平野会長職務代理者からご挨拶をいただきます。</p>
会長職務代理者	<挨拶>
次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>なお、本日は、3番小倉委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定により、平野会長職務代理者から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長（平野代理）	<p>それでは、最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>皆さんから異議がありませんので7番・吉田委員、8番・松田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案として提案されている案件に入ります。</p>

議長

議案第 22 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 22 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

新津地区の売買が 2 件、筆数 4 筆、面積 4,662 m²であります。

2 ページと 3 ページは利用権設定の新規であります。

新津地区で 8 件、筆数 50 筆、面積 36,595 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

4 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 29 年 12 月 14 日となります。

5 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 22 号は原案のとおり決定しました。

議長

それでは、次に移ります。

議案第 23 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、

議案第 24 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

それではこれより本案件の説明をいたします。

議案書の6ページから説明いたします。

議案第23号農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書番号1です。

金屋地区で、畑2筆約3アールを農機格納庫建築敷地として利用するための転用許可申請です。

申請地は、既存集落内にある住宅化が進んでいるところに近接する区域であり、以前より無許可で農舎施設として使用していました。

このたび老朽化したため立て直しを考え調査したところ、無断転用であったことに気付き、このたびの申請に至ったもので、始末書付きとなっています。

申請地は既存住宅内の敷地ではありますが、10ha以上の広がり農地に隣接したところにあることから、第1種農地に該当し、原則許可できませんが、農業用施設の建設を目的とした転用であることから、許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域内の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

次に、議案書の7ページをお願いします。

議案第24号農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書番号1です。

小屋場地区で、親子間の贈与です。

譲渡人である親の土地の田と畑合わせて、3筆、約2アールについて贈与を受け、住宅敷地の拡張をするための許可申請です。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な条件を備えた農地であることから、第1種農地に該当し原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

議案書番号2です。

蕨曾根地区で、親子間で使用貸借の設定をするものです。譲渡人である親の土地の畑で1筆、約2アールを個人住宅敷地にするための許可申請です。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な条件を備えた農地であること

から、第1種農地に該当し原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断できるものです。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

以上、この3件については農地部会に付されています。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(高野委員 退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

平成29年11月27日に開催されました農地部会での調査内容について報告します。

今月の付託件数のうち、農地法第4条許可申請の委員会処分決定が1件、農地法第5条許可申請の委員会処分決定が2件の合計3件について報告します。

では、議案書6ページ1番の案件です。

まず、本件の申請者のAさんから申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、親の代に建てた農舎に倒壊の恐れが生じたため、建て替えを計画したとのことでした。

農地部会の事前調査により現地を確認したところ、すでに着手済みであったことから、このことについて説明を求めたところ、申請地は屋敷内にあり当初は農地の認識がなく、施工中に業者から指摘を受けたため法令順守の観点から申請を行ったとのことでした。

また、冬季も迫っており積雪も懸念されたことから、事後申請となったことについては申請者より謝罪がありました。

以後、法令を順守するよう指導し、本人もこれを承諾しました。

次に、議案書7ページ1番の案件です。

まず、本件の譲受人の代理人Bさんに対し申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、住宅ローンの借り換えを目的とし、父親名義の土地について贈与を受けたいとのことでした。

また、申請地は居宅所在土地に隣接しており、以前から一体利用していたところ、法令順守の観点から今回の申請に至ったとのことでした。

転用が許可になった場合は申請どおり確実に転用を行うよう指導し、申請代理人もこれを承諾しました。

続いて、議案書7ページ2番の案件です。

まず、本件の譲受人の代理人Cさんに対し申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、譲受人は家業の花弁栽培を以前から手伝っていたことから、将来的な経営も見据え近隣に移住することを計画したとのことでした。

代替地の検討について尋ねたところ、近隣に別途所有地はあるが、法令的あるいは建築条件的な適所は申請地以外になかったとの説明を受けました。

転用が許可になった場合は、申請どおり確実に転用を行うよう指導し、申請代理人もこれを承諾しました。

以上、処分決定に関する3件について報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第23号及び議案第24号は、原案のとおり決定しました。

ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは、次に移ります。

議案第 25 号、小須戸農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いいたします。

次長

それでは、議案説明のため産業振興課の玉置主事が来ていますので玉置主事から説明していただきます。

産業振興課
(玉置主事)

私から小須戸農業振興地域整備計画の変更についてご説明申しあげます。

農振法は、ご承知の通り総合的に農業振興を図ることが必要と認められる区域を定めて、重点的に整備を進めていくことを目的に昭和 44 年に策定・施行されています。

これを受けて、農振地域整備計画には、農用地域や農業施設など、農業上の用途区分を定める農用地利用計画のほかに、農業振興のための施策を一体的に実施する生産基盤の整備計画が盛り込まれています。

そして、補助金を入れた農業生産基盤の整備事業の実施にあたっては、原則として農用地域を対象にして行われ、この整備計画に基づくこととなります。

したがって、今回小須戸地区で圃場整備事業を円滑に進めるためにも、この整備計画に位置付けておく必要があることから、資料の通り小須戸の農振整備計画の中にある農業生産基盤整備開発計画並びに農用地等保全整備計画に追加する変更を行うものです。

なお、追加する圃場整備事業は、新津郷・田上地区で平成 31 年から平成 39 年にかけて予定されていますが、受益面積は、田上町と小須戸地区にわたる 217.3ha が対象で、この内に小須戸地区 110.9ha が含まれていません。

また、圃場整備にあたって、新たな農用地区域の編入や除外はありません。

この地区の現況をみますと、この地域は昭和 15 年から 20 年にかけての圃場整備で 10a、20a 区画に造成されていますが、圃場内のパイプラインの劣化による漏水や土水路の管理、農道の補修など維持管理に多大な労力や経費を費やしている現状にあります。

こうしたことから、圃場整備事業を実施し、水田の大区画化や用排水

路・農道などの整備を行うことで、担い手の農業経営の安定化を進めようというものです。

農振整備計画の変更にあたっては、通常、農業委員会の意見を求め手続きを進めることになっていますので、変更案についてご意見をいただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

議案書の議案第 25 号、小須戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について報告します。

議案書 8 ページの案件です。

このことについて、産業振興課農業振興課係、玉置主事に説明を求めました。

それによりますと、県営経営体育成基盤整備事業を適切に実施するため、受益地区、水田・鎌倉・小向・天ヶ沢地区で受益面積 217.3ha、工期を平成 31 年～39 年の間に計画するものであります。

部会では、変更に対し意見及び質疑はありませんでした。

以上、小須戸農業振興地域整備計画の意見決定に関する報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 25 号は原案のとおり承認されました。

議長

次に、追加議案の議案第 26 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

追加議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 26 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてであります。

追加議案書 1 ページ番号 1 です。

大鹿地区におきまして、譲渡人の田 1 筆、約 3 アールを贈与により取得し、耕作するものです。

譲受人は譲渡人からの要望により、休耕田となっているものを耕作するものです。

譲受人の経営面積は、約 565 アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地です。

申請地は贈与ですので、10 アール当たりの対価はありません。

また、農地部会に付されています。

番号 2・3 番は交換なので一緒に説明致します。

竜玄と新保地区におきまして近いところでの交換です。

譲渡人・譲受人相方の耕作の利便性を図ったものの申請です。

それぞれの経営面積は、約 68 アールで水稻、蔬菜の経営で、申請面積は、畑、約 11 アールです。

また、もう一方の経営面積は 658 アールで水稻、蔬菜の経営で、申請面積は、田畑、合計 4 筆約 9 アールです。

申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地です。

交換ですので 10 アール当たりの対価はありません。

また、農地部会には付されていません。

以上、この 3 件の申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案の農地法第3条許可申請に関する意見決定の案件について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

まず、本件の譲受人のDさんから申請に至った理由について説明してもらいました。

申請地は、以前から譲受人が除草管理をしていましたが、譲渡人が今後自力管理の目途が立たないとのことで、推進委員の勧めもあり、これを了承したとのことです。

許可になった場合は申請どおり確実に耕作を行うよう指導し、譲受人もこれを承諾しました。

以上、農地法第3条意見決定に関する報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第26号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
農地法第4条転用届出に関する受理について
農地法第5条転用届出に関する受理について
買受適格証明書の交付について（法第5条届出）
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

（白川係長）

議案書の9ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が7件、農地中間管理事業法による利用権の合意解約が1件であります。

（笹川副主幹）

11ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。

記載のとおりの内容で3件受理いたしました。

12ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

13ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で8件受理いたしました。

14ページをお願いいたします。

報告事項、買受適格証明書の交付について（農地法第5条転用届出）に関する受理についてであります。

記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思えます。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度11月定例総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 平 野 榮 治

署名委員 吉 田 信 雄

署名委員 松 田 洋 一